

公告

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 24 条第 1 項の規定により京都府知事から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定によりこれを公衆の縦覧に供するため、次のとおり公告します。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、同法 23 条の規定により縦覧期間内に限り京都府知事に土地収用法施行規則第 4 条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、また、同法第 25 条の規定により縦覧期間内に限り京都府知事に意見書を提出することができます。

平成 17 年 3 月 3 日

京都市北区長 坪内 俊明

- 1 起業者の名称
学校法人浄土宗教育資団
- 2 事業の種類
佛教大学福祉教育開発センター駐車場整備事業
- 3 起業地
(1) 収用の部分 京都市北区大北山原谷乾町地内
(2) 使用の部分 なし
- 4 縦覧場所
京都市北区役所
- 5 縦覧期間
公告の日から平成 17 年 3 月 17 日まで

(北区役所区民部総務課)